

財務省告示第四百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年十二月二十八日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	四三トン
三	一トン
四	一七、七六トン
五	一、五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三四六トン	六三七トン	八、九五八トン	七九、六五九トン	二六、一四二トン	二六七トン	三三二、一八三トン	九七四、四四五トン	三、七 一、三八 トン	五七、二五九トン	二、九三四トン	三、七一二トン	二六、五六二トン	二・六八トン	一・三三二トン	六トン

二九	七九六トン
二八	四トン
二七	九、二三三トン
二六	二、二五トン
二五	トン
二四	一八トン
二三	三、五トン
三三	三八トン
二二	二四、六三三トン